

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第4補給処調達部長
宇賀 靖展

契約条項の一部改正について

- 1 目次 III 特殊条項等8「ELECTRON TUBE 修理外2品目に付する代金の確定に関する特約条項（中途見直し条項付概算）に対する特殊条項」を削除し、目次を別表のとおり改める。
- 2 特約条項25「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」の一部を別表のとおり改めました。

本特約条項等は、令和8年10月1日以降の該当契約に適用されます。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>I 一般契約条項 [略]</p> <p>II 特約条項 [略]</p> <p>III 特殊条項等</p> <p>1～7 [略]</p> <p>[項を削る]</p> <p><u>8</u> 前払金に関する特約条項に対する特殊条項</p> <p><u>9</u> 代金の確定に関する特約条項に対する特殊条項</p> <p><u>10</u> 契約不適合担保に関する特殊条項（役務）</p> <p><u>11</u> 契約不適合担保に関する特殊条項（輸入品）</p> <p><u>12</u> 資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特殊条項（装備品等及び役務の調達における原料等の安定的なサプライチェーンの確保）</p> <p><u>13</u> 工程改善等の支援に関する特殊条項</p> <p>装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項第1条～第9条 [略]</p> <p>別紙</p> <p>装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準 [略]</p> <p>付紙</p> <p>装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関するシステムセキュリティ実施要領</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 システムセキュリティ実装計画書</p>	<p>目次</p> <p>I 一般契約条項 [同左]</p> <p>II 特約条項 [同左]</p> <p>III 特殊条項等</p> <p>1～7 [同左]</p> <p><u>8</u> <u>ELECTRON TUBE修理外2品目に付する代金の確定に関する特約条項（中途見直し条項付概算）に対する特殊条項</u></p> <p><u>9</u> 前払金に関する特約条項に対する特殊条項</p> <p><u>10</u> 代金の確定に関する特約条項に対する特殊条項</p> <p><u>11</u> 契約不適合担保に関する特殊条項（役務）</p> <p><u>12</u> 契約不適合担保に関する特殊条項（輸入品）</p> <p><u>13</u> 資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特殊条項（装備品等及び役務の調達における原料等の安定的なサプライチェーンの確保）</p> <p><u>14</u> 工程改善等の支援に関する特殊条項</p> <p>装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項第1条～第9条 [同左]</p> <p>別紙</p> <p>装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準 [同左]</p> <p>付紙</p> <p>装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関するシステムセキュリティ実施要領</p> <p>第1 [同左]</p> <p>第2 システムセキュリティ実装計画書</p>

<p>1 システムセキュリティ実装計画の作成</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) システムセキュリティ実装計画書には、自社の保有又は使用する保護システムに関する次に掲げる文書等を記載又は添付するものとし、同計画は保護システム管理者が作成し、総括者を通じて経営者の承認を得るものとする。</p> <p>ア～コ [略]</p> <p>サ 保護システムに対する管理策の基準適合チェックリスト（保護システムに対する本基準及びこの実施要領に規定する各管理策への適合状況を記載したチェックリストをいう。）</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 システムセキュリティ実装計画書の<u>確認</u></p> <p>システムセキュリティ実装計画書を作成した場合及び防衛省からの求めがあった場合は、同計画書について防衛省の確認を受けるものとする。</p> <p><u>6</u> システムセキュリティ実装計画書の変更の届出</p> <p>システムセキュリティ実装計画書を変更した場合（ベースライン構成設定その他保護システムのセキュリティに係る基本的事項を変更した場合に限る。）は、当該変更の内容について防衛省に届け出るものとする。</p>	<p>1 システムセキュリティ実装計画の作成</p> <p>(1) [同左]</p> <p>(2) システムセキュリティ実装計画書には、自社の保有又は使用する保護システムに関する次に掲げる文書等を記載又は添付するものとし、同計画は保護システム管理者が作成し、総括者を通じて経営者の承認を得るものとする。</p> <p>ア～コ [同左]</p> <p>[号の細部を加える]</p> <p>2～4 [同左]</p> <p>5 システムセキュリティ実装計画書の<u>防衛省への提出等</u></p> <p>システムセキュリティ実装計画書を作成した場合及び防衛省からの求めがあった場合は、同計画書について防衛省の確認を受けるものとする。</p> <p>[項を加える]</p>
備考：表中の [] の記載は注記である。	